護らなければ消えてしまう?

物質社会における無形文化

シュテファン・ メンツェル

どういうものなのか 語では immaterial cultural heritage となる。Immaterial 「無形文化遺産」という言葉は広く知られていると思う。 厳密に訳すと「非物質の遺産」となるが、実際には

えば東洋は「仏教のlegacy」を、そして西洋は「キリスト教の おいて、それぞれlegacyが存在する。おおまかに言えば、例 う意味である。一つの文化圏、国家、 葉があり、これは「先祖伝来のもの」、「受け継いだもの」とい なるかもしれない。また英語では「レガシーlegacy」という言 もの」を相続するとなったら、何かだまされているような気に ぶのではないだろうか。もし遺産相続で「無形の」、「非物質の 人が残した財産、不動産、貴重品などの「物」がまず思い浮か まず「遺産heritage」と言う単語だが、「遺産」と聞けばある あるいは社会階級などに

> 戦の負の遺産」が受け継がれていることを特に強く意識する場 legacy」を抱えている。また日本とドイツでは「第二次世界大 である。そして文化芸術においても、テオドール・アドルノや 面が多いが、この場合の「遺産」は、heritageではなくlegacy よくわかるだろう。 あるheritage」と「非物質のlegacy」の中間を指すと考えると 谷崎潤一郎がいうところの「美意識のlegacy」が存在している。 「Immaterial cultural heritage」 はどちらかと言うと 「物質で

市川海老蔵(前の七代目團十郎)が編成したもので、以降市川 く)』の五郎、『助六』の主人公など、 の演目で有名だった。これらは一八三○~四○年代に五代目 である。十二代目市川團十郎は『勧進帳』の弁慶、『暫(しばら この無形文化遺産の代表的な例が、日本伝統芸能の名跡制度 いわゆる「歌舞伎十八番

形文化遺産immaterial cultural heritage」ということになる。 る所以がある。そしてそうした無形文化を実現するものが「無 に、こうした芸術が「無形文化 immaterial culture」と呼ばれ つまり「非物質的immaterial」なものにより実現される。そこ ず音楽、演劇、舞踏などの芸術は、高度な技術、 きる確かな「もの」として遺すことはできない。歌舞伎に限ら 可能にしている様々な技術は目に見え、聞こえるものなので、 ーションなどが、巧みにブレンドされた上で成立する。体現を と」というのは、立ち振る舞い、セリフの言い回し、イントネ のは誰かが助六を体現することなのである。その「体現するこ これだけでは無論『助六』という演目は成り立たない。肝心な する衣装、隈取、傘などの小道具は確かに「物質のもの」だが、 家のお家芸を代表する演目である。助六を例に挙げれば、 種の物質性を持っていると言えなくもないが、触ることがで 知識、 能力、 使用

られるようになったのか。cultural heritageという概念は「世 探求を通してだということは言うまでもない。 継ぐのは襲名するその時というではなく、想像を超える鍛錬や 形にして自分や他人に意識させる必要があるのだ。実際に受け 非物質だからこそ「それを受け継ぐ」ということを目に見える しているのが、再び歌舞伎を例に取れば「襲名披露」である。 そもそも、演技や演奏など技術の伝承がなぜ「遺産」に例え 「無形文化遺産を相続する」ということをわかりやすく象徴

界遺産 world heritage」と深く関係している。 「世界遺産」 は国

発令した「世界遺産条約」に基づいており、公式名称は の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」である。この条 際連合教育科学文化機関 (ユネスコ UNESCO) が一九七二年に 「世界

約の目的は以下のとおりである。

際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。」 として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための (文化庁二〇一六) 文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界 の遺

発効し、翌九三年には奈良県の法隆寺及び法起寺が日本で初め 跡、自然の地域などが表に記載される。日本では一九九二年に ての世界遺産として認定された。 成され、締約国の要請に基づいて、記念工作物、建造物群 ユネスコの世界遺産委員会によって「世界遺産一覧表」が作

広げられた。芸術、宗教、さらに学問まで、 もそも二十世紀後半に特にもてはやされた言葉である。 のみに限られていることがわかるからである。「文化」とはそ がある。世界各地の文化遺産を見ると、「文化」が建築と彫 人文科学の諸分野において、「文化」という概念の幅が大きく しかしこの「世界文化遺産」については一点、 「文化」とみなされるようになった。 あらゆる日常生活 明らか な問 題

南半球の国々では、世界文化遺産のこうした問題点がさらに

無形文化財

表するものであるとは言い切れないのだ。
跡がある、という意見もあろうが、それが現代の南米文化を代
ト、遺跡などがあまりない。例えば南米にはアステカ時代の遺 比べて歴史が浅く、世界遺産条約が定めるところのモニュメン 明確に見て取れる。南半球の諸国はヨーロッパやアジア諸国と

伝統料理なども、保護に値する文化としてみなすことができるとがのうか。先に述べた通り、文化というものを幅広く理解すたろう。同様な観点から、日本の「法隆寺」、インドの「ターだろう。同様な観点から、日本の「法隆寺」、インドの「ターだろう。同様な観点から、日本の「法隆寺」、インドの「タージ・マハル」、中国の「万里の長城」などのほうが、「祇園祭」、ジ・マハル」、中国の「万里の長城」などのほうが、「祇園祭」、ジ・マハル」、中国の「万里の長城」などのほうが、「祇園祭」、ジ・マハル」、中国の「万里の長城」などのはどんな文化なのか。例えばブラでは南米文化を代表するのはどんな文化なのか。例えばブラでは南米文化を代表するのはどんな文化なのか。例えばブラ

スコは「伝統文化と民俗の保護に関する提言」と「人類の口承ることに対して、反発が起きた。こうした流れを受け、ユネり遺跡や建築物など有形のもののみを文化遺産として認定す二十世紀末に、「世界文化遺産」の従来のコンセプト、つま

州大学の河野俊行教授も、

無形文化保護の専門家として世界的

に有名である。

日本人の愛川・フォール・紀子さんだったのである1。

ではないか、ということなのである。

産の保護に関する条約」を採択、三年後の二○○六年に発令し

の傑作宣言」を発表し、二〇〇三年に「無形文化遺

無形文化遺産として認定され、

保護の対象として登録され

遺産保護課が設立された際、 対象となったのである。ちなみに日本ではこのような人物 形文化財」の項目がある。そして実際に一九五五年から、 形文化遺産の一覧表」、もう一つは「人類の無形文化遺産の代 日本から多くを学んでいる。 の様々な無形文化が、「文化財保持者」の認定によって保護 本に存在した。一九五〇年の「文化財保護法」には、すでに「 産」のコンセプトは、文化保護の手段としてかなり以前から 無形文化遺産に認定されたのは二〇〇八年だが、「無形文化遺 とだと感じる人もいるかもしれない。確かに能楽がユネスコの て、「能楽」が後者に記載された。このことを意外と最近のこ 表的な一覧表」である。二〇〇八年、 るリストは二種類ある。 無形文化財保持者」ではなく、「人間国宝」と呼んでいる。 実はユネスコは、無形文化遺産保護条約を作成するにあたり、 一つは 一九九三年、ユネスコに無形文化 初代課長として任命され 「緊急に保護する必要が 日本初の無形文化財とし たのは、 日 0 H

保護するというアイディアが生まれたのである。文化政策、ある建築や彫刻のようなもののみならず、非物質、無形のものもトから派生したことである。つまり、物質的に残すことができるようになったのは、上述の通り「世界文化遺産」のコンセプ無形文化を実現させる能力や技術が「遺産」としてみなされ

とには、重要な意味がある。物質的文化と非物質的文化の間に大きな隔たりがあるというこ物質的文化と非物質的文化の間に大きな隔たりがあるということ言えるだろう。しかし文化を中心に考える人文科学にとって、非物質的なものにも適用するようになったことは、自然な流れるいは法律において、物質的なものを護るためのコンセプトを

薦や自己申請はその選考過程を左右することができない 現状を踏まえながら、新たな保持者の指定候補を提案する。 内全土にわたって調査を行い、保持者の死亡や芸能 らなる専門調査会によって指定される。この三十一人が日本国 る通称「人間国宝」は、文化庁において、三十一人の有識者か 伝承を助成するという形でなされているのである。保持者であ 保持者を通して、文化財を存続させる能力、 ての役割を大きく担っている。無形文化財保護は、 その人が行う技術の鍛錬や伝承者養成に対して、現在、 庁によって「重要無形文化財の保持者」と認定されると、 に述べたい。日本では例えば、ある歌舞伎役者や邦楽家が文化 二百万円の助成を行っている。特に伝承者の養成は、保護とし 実際、無形文化財の保護がどのように行われているかを簡 技術、 知識などの つまりその ・工芸界の 年額 国は 単

一九五〇年の文化財保護法制定に伴い、伝統芸能は初めて無て賛成する人ばかりではなかった。の伝承を保障しなければならない」ということに、諸手を挙げれるべきものと思われる。しかし「伝統芸能と民俗を護り、そ単純にみれば、こうした政策はどこでも好意的に受け容れら

か。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のようか。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のようか。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のようか。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のはこれた。明治維新によって雅楽が天皇の式楽になり、策は存在していた。明治維新によって雅楽が天皇の式楽になり、た。なぜ日本音楽の専門家が、邦楽科設置に対していた。 能楽もすでに明治策は存在していた。 関治維新によって雅楽が天皇の式楽になり、である。 意外にも反対者の一環として理解することができる。とは、これも国家的保護の一環として理解することができる。とは、これも国家的保護の一環として理解する正とができる。とは、これも国家的保護の一環として理解する正とができる。とは、これも国家の事件の支援を受けていた。 能楽もすでに明治策は存在していた。 明治維新によって雅楽が天皇の式楽になり、策は存在していた。 明治維新によって雅楽が天皇の式楽になり、 であった。 なぜ日本音楽の専門家が、邦楽科設置に反対したのだろうか。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のようか。一九三五年の著作『音楽と生活』において、彼は次のようないとないた。

のわれわれに徳川時代の三味線音楽が一体どれほどの感激ニッポン人も西洋人も今はそんなに違っておりません。そ学問が基礎になったものです。(中略) 実際の生活をとれば、持っているでしょうか。私共の受けた教育はすべて西洋のポンの古い音楽が私共の生活の上に果してどれほど基礎をポンの古い音楽が私共の生活の上に果してどれほど基礎をポンの古い音楽は私共の生活から離れない真面目な芸「私にとって音楽は私共の生活から離れない真面目な芸

を与えることが出来るでしょうか。」(兼常清佐1935)

は、東京音楽学校の学校教育によって邦楽を保護することに意兼常は邦楽の保護に根本的に反対していたわけではない。彼目杵屋六四郎が、史上初の長唄教授に任命されている。目杵屋六四郎が、史上初の長唄教授に任命されている。とである。すでに徳川時代の三味線音楽とは長唄のことである。すでに徳川時代の三味線音楽とは長唄のことである。すでに

義を唱えていたのである。

「私は将来のニッポンの音楽文化を考えます。(中略)私「私は将来のニッポンの音楽はただ明日のニッポンののためには今日のニッポンの音楽はただ明日のニッポンののためには今日のニッポンの音楽はただ明日のニッポンの音楽を作る過程として、はじめて意味があります。(中略)私では将来のニッポンの音楽文化を考えます。(中略)私

デルとしてかなり成功していた。兼常の目には、この長唄研精会員制の長唄組織で、当時の邦楽界ではひとつのビジネス・モ会」というものを発足している。これはお稽古も演奏会も行う長唄教授となった小三郎と六四郎は、一九〇二年に「長唄研精は、この言葉通りのところではなかったようである。日本初のこれは極端な意見とも言えるが、兼常が気に入らなかったのこれは極端な意見とも言えるが、兼常が気に入らなかったの

数を思えば、小三郎と六四郎の教授任命が全面的に歓迎された中、三味線や筝を断念しなければならなかった町の師匠たちのも決して安穏とできていたわけではなかろうが、苦しい状況ののである。一九三○年代前半の世界恐慌の影響で、長唄研精会会が、すでに長唄を保護するに値する立派な組織と映っていた

とは考え難いのである。

愛国という言葉がひどく使われませんでした」などとも書いて と無関係ではなかったのかもしれない。事実、兼常もそう思っ 唄名曲は、天皇崇拝を色濃く反映したものと考えられていた。 潮に強く共鳴した。一九三〇年代、例えば《鶴亀》のような長 な題材は一九三○年代に再び好んで取り上げられ、当時 の神話や古代史から題材を取った曲が少なくない。このよう して、長唄は、十九世紀に能楽の影響を強く受けた結果、 いるのである。 ていたようで、大正時代の音楽界を振り返りながら、「今ほど った。一般に三味線音楽が「色っぽい」ものが多かったのに対 一九三六年に長唄本科が東京音楽学に新設されたことも、 また、戦前の文化保護は、戦後のそれとは違なるところが 、それ 日本 の思 あ

音楽学者を紹介したい。アメリカの民族音楽学者アンソニー・に、無形文化保護に対して問題意識を示した、もう一人の民族考慮に値する問題を提起している。それらの問題を考察する前実践にそのまま当てはめることはできない。ただし、いくつか

もちろん兼常の批判は「昔の話」で、

現在の無形文化保護

シーガーAnthony Seegerである。二○○六年に無形文化遺産条約が発効された当時、シーガーは国際伝統音楽評議会ICTMの会長を務めていた。そのとき、世界各国から無形文化遺産として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったため、として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったため、として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったため、として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったため、として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったため、として提案された芸能の中には音楽を含むものが多かったかりまとめて、ユネスコの無形文化遺産選考過程に最も密接に関わっないた人物の一人であった。それにも関わらず彼は、無形文化遺産の保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントなスタンスを取ったのの保護政策に対して、アンビヴァレントないといいでは、アンドのでは、アントは、アンドのでは、アンドでは、アンドのでは、アンド

訳筆者

"Is it possible to safeguard intangible cultural heritage and if it is, should we? I haven't got an answer yet. The issue is that (on basis of everything musicologists know about music) it changes. And it is what it is in part because of politics and economics and people's ideas about aesthetics. Therefore the idea that you can just safeguard it is a really complicated one." (Seeger 2012)

「無形文化遺産を保護することは可能なのか、もし可能

るという考えには、実に難しいところがあるのである。」(和して人の美意識にも左右される。だからそれを単に保護すだということだ。そして音楽のあり方は、政治や経済、そ問題は、音楽学が知る限りでは、音楽は変わっていくものであるなら、保護すべきなのか。私にはまだ答えられない。

う意味では、外部の保護を受けずに芸術を自律発展させる方が うのではないか、と危惧したのである。兼常は、 因があると思われる。 形文化は、生き物でも自然のものでもないのである。 て違和感を覚えている点にある。確かに自由、 発展させるべきではないかという考えであり、保護政策に対し をもたらさないのではと、慎重な姿勢を示したのだった。二人 文化の複雑な変遷を踏まえ、保護政策がサスティナブルな効果 べき人材が無益となるのではないかと危惧し、シーガーは音楽 の学生が邦楽保護に用いられることで、将来の日本音楽を担う 自然ではないかとも思われる。しかし芸術、そしてすべての無 に共通するのは、音楽文化を自由に、つまり政治の介入なしに ·ガーの違和感は、無形文化のあり方についての見方にその要 兼常とシーガーは、保護政策が音楽文化の発展を止めてしま 自然な発展とい 東京音楽学校

で生まれた思想である。この芸術の自律思想は十八・十九世紀「芸術の自律the autonomy of art」とは十八世紀末のドイツ

のドイツ芸術音楽の普及によって世界各地の音楽文化に根を下ろした。特に日本のような、美学や芸術鑑賞において長い伝統を持つ国では、この思想は非常になじみやすかったと言える。だだしこれはあくまで歴史的な思想現象に過ぎず、音楽、特に下イツ以外の音楽について普遍的な性質を指すものではない。できない点である。兼常は日本の民謡、シーガーはアマゾンの民族音楽の専門家である。どちらの音楽も生活の一部として伝展、業常とシーガーが民族音楽学者であるということも無視また、兼常とシーガーが民族音楽学者であるということも無視また、兼常とシーガーが民族音楽学者であるということも無視また。特に日本のような、美学や芸術鑑賞において長い伝統のドイツ芸術音楽の普及によって世界各地の音楽文化に根を下のドイツ芸術音楽の普及によって世界各地の音楽文化に根を下のいイツ芸術音楽の普及によって世界各地の音楽文化に根を下のいイツ芸術音楽の普及によって世界各地の音楽文化に根を下のいイツ芸術音楽の書をいます。

る。

H

本の筝曲

「も同様である。

十八世紀、

十九世

紀の検校たち

「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは 「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは 「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは 「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは 「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは 「無形文化が保護を必要とするようになったら、それはもは

おいては音楽文化の存在形態として不可欠な要素だったのであ保護されていたからである。保護されるということは、西洋に宮廷音楽としても、そして市民社会の機会音楽としても、常にの音楽は、キリスト教会の典礼音楽としても、ヨーロッパ の

ではなかったということを意味する。保護下にあることが音楽文化にとって、決して不自然なあり方世界中の芸術音楽においてこのような例は数多くある。それはみな、貴族、武家、あるいは富裕な市民たちに支援されていた。

ムなどに委ねるということは、芸術のあり方を根本から変えるのである。その芸術を自由にまかせ、その形成を市場メカニズして受容することができない。芸術とは本来非常に排他的なも芸術は、それに見合う美的教育を受けていない限り、芸術と

ことになるのである。

織と密接な関係にある。芸術は社会的な優位を主張し、維持す基準を左右すると考えられる。例えば芸術は、大半が公的な組社会階級、その階級における文化の役割などのほうが、芸術の作られ方よりも、その芸術にまつわる組織、担い手の所属するどの芸術性を問う際に、作品の作られ方が第一の基準と見なさどの芸術性を問う際に、作品の作られ方が第一の基準と見なさく、その「文化の芸術性の証」であると言える。従来、音楽なく、その「文化の芸術性の証」であると言える。従来、音楽なく、その「文化の芸術性の証」であると言える。従来、音楽なく、その「文化が衰退する兆し」ではなっていまり、

いうことが、自ずとわかる。べき実践として機能する。芸術は社会形態と結びついていると

な現象のみで言えば、 そしてもちろん国立の文化組織やNGOができていく。 制度、ラジオやレコード会社、出版社などの西洋式の文化産業、 して成立した多くの国民国家において、その後、西洋式の教育 次世界大戦後、多くの植民地が国民国家として独立する。こう 本も明治維新を経てこの国家制度に移行していく。そして第二 世紀はコロニアリズムつまり植民地主義の時代でもあった。日 度にシフトしたのは十九世紀に入ってからであり、そして十九 になってできたものである。ヨーロッパでは、王制から国家制 国家制度である。しかし歴史を見ると、この制度は比較的最近 家ないし民族国家 The nation state」 は、現在で最も一般的 二十世紀を通して徐々に一元化してきたとも言える。 世界の文化は多様であるとしても、世界各国の社会形態は、 西洋と同様の文化社会が世界各国に定着 「国民国 組織的

フィルのように、巡回演奏会をしながら世界を回る。そしてグなった。中国の胡弓奏者はオーケストラを編成し、ベルリン・ひでは、伝統音楽のムガムが西洋式の劇場で上演されるようになわれるようになる、という現象が起きた。例えばパキスタいなかったものが、西洋式の文化社会の定着によって芸術としたらされた。文化社会の西洋化以前には、芸術のあり方をしてたらされた。文化社会の西洋化以前には、芸術のあり方をしてたらされた。文化社会の西洋化以前には、芸術のあり方をしてたらされた。

したのである。

本曲と外曲を、すべてレコードに吹き込むことになる。音したのと同じように、人間国宝の山口五郎は、古琴流尺八のレン・グールドがベートーヴェンのピアノ・ソナタをすべて録

西洋式の文化社会において、無形文化は音楽大学、文化業界、 西洋式の文化社会において、無形文化は音楽大学、文化業界、 西洋式の文化社会において、無形文化は音楽大学、文化業界、 西洋式の文化社会において、無形文化は音楽大学、文化業界、 西洋式の文化社会において、無形文化は一部であり、そうした。 して明末とは言えない一部なのである。

possible to safeguard intangible cultural heritage and if it possible to safeguard intangible cultural heritage and if it is, should we?"無形文化遺産を保護することは可能なのか、もし可能であるなら、保護すべきなのか。」西洋音楽の長い歴もしが存続する限り、無形文化を囲む社会的な組織が存続する限り、保護以外による存在形態は成立しえないとまで言えるか限り、保護以外による存在形態は成立しえないとまで言えるか限り、保護以外による存在形態は成立しえないとまで言えるか限り、保護以外による存在形態は成立しえないとまで言えるかした。

れを反映しているものである。

九九〇年代後半にはITテクノロジーの発達によって、

H

の無形文化保護の予算は九億九七〇〇万円、つまり経産省の予平成二六年の経産省の予算は一兆五四三九億円で、一方文化庁入れてしまうべきだ」という意見すら出てくる。しかしながら、る。特に不況が続くと「文化保護に使うお金を経産省の予算に

算の○・一五パーセントに過ぎないのである。

いていくつかの誤解が生じたと言うこともできよう。とである。保護するにあたって伝承者の養成が不可欠の手段であることは、すでに述べた通りである。伝承すべきものは目にあることは、すでに述べた通りである。伝承すべきものは目にあることは、対でに述べた通りである。伝承すべきものは目にあることは、検護するにあたって伝承者の養成が不可欠の手段でとである。保護するにあたって伝承者の養成が不可欠の手段であることは今後も有益なことのおり、その方法についての議論は以上とするが、保無形文化財保護の必要性についての議論は以上とするが、保

ものは空想ではあっても、往々にして人間の技術発展への希望、ものは空想ではあっても、往々にして人間の技術発展への希望、ウンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、ウンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、ウンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、ウンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、カンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、カンロードし、マスターする。女性の主役であるトリニティも、カンロードし、マスターする。女性の主役であるとリニティも、対対がデータ・キャリアからさまざまな格闘技を自分の脳にダネオがデータ・キャリアからさまざまな格闘技を自分の脳にダネオがデータ・キャリアからさまざまな格闘技を自分の脳にダネオがデータ・キャリアからさまでは、大会の大会により、

前述の『マトリックス』におけるように、一つのディスクに一 化し、そこから各自に提供するというパターンが確立された。 過程を言う。そのため「人から人へ」という通常の普及パター のである。情報化とは、 場面で大きな役割を担うようになった。情報化社会が到来した が登場する。買い物でも学習でも、インターネットがあらゆる あった。一九九四年にはアマゾン、一九九五年にはイーベイ、 常生活におけるインターネットの役割が実質的に変わりつつ つのことについての全情報を集中させる、 ンが不充分となる。そこで情報をまず外部化させ、 一九九七年には楽天が、そして二〇〇一年にはウィキペディ 知識、 能力、技術の普及を加 というのはそのまま 中央に集中 速させる 7

まだ珍しい存在である。 無形文化を実現させる能力を外部化させ、後世に残そうとす 無形文化を実現させる能力を外部化させ、後世に残そうとす 無形文化を実現させる能力を外部化させ、後世に残そうとす まだ珍しい存在である。 まだ珍しい存在である。 まだ珍しい存在である。 まだ珍しい存在である。 情報化社会の根本理念の一つなのである。

て、その限界は著しい。尺八の伝承を例に見ていくことにす無形文化遺産の情報化、あるいは外部化には限界がある。そ

イナミクスなどを真似しようと奮闘する。何か間違えた際には、生き少ない。弟子は先生と合奏しながら、その音色、装飾、ダくだけである。伝統的な授業法だと、挨拶以外言葉を交わすことがである。伝統的な授業法だと、挨拶以外言葉を交わすことがである。伝統的な授業法だと、挨拶以外言葉を交わすことがである。伝統的な授業法だと、挨拶以外言葉を交わする。人間国宝の山口五郎は父の山口四郎に師事し、受け継いだる。人間国宝の山口五郎は父の山口四郎に師事し、受け継いだる。人間国宝の山口五郎は父の山口四郎に師事し、受け継いだ

先ほど触れた映画『マトリックス』はサイエンス・フィクショ先ほど触れた映画『マトリックス』はサイエンス・フィクショルではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技という無形文化を教科書やアプリンではあるが、ネオが格闘技というにはない。

うな伝承形態をどう外部化させ、情報化させられるのだろうか。先生は「んー」と唸ることでそれを指摘ぐらいである。このよ

情報化はあるものを言葉と数字へ変換することを必要とする。

読解する能力もまた、年月をかけて身につけていくものなので力を身につけていないと読むことができない。こうした資料を情報化時代で便利なツールがたくさんあっても、しかるべき能筆原稿や十世紀のネウマ譜のような資料を読もうとするなら、一五四六)の『詩篇についての講義』(一五一三~十六年)の自例えば、マルティン・ルター Martin Luther(一七八三~

のクレーグ・ライト Craig M. Wright (一九四四年生)に Listening to Musicというコースを提供している。 切

回目の講義でコース内容についてこう言った。

"Its aim is

正確に見分ける必要がある。化させられる「情報」と、体で覚えなければならない「能力」をでのような技術が生み出されないうちは、私たちはまず、外部での情報化を期待していくことだろう。しかし『マトリックス』情報化社会において人はますます、知識、能力、技術のすべ

ある。

teach you how to listen to music."「本コースの目的は、音楽を聴くことを教えることです。」これを聞いた学生たちは、楽を聴くことを教えることです。」これを聞いた学生たちは、楽を聴くことを教えることです。」これを聞いた学生たちは、

芸術の美とは普遍的ではなく、さまざまな条件によって成立芸術の美とは普遍的ではなく、さまざまな条件によって成立まな音色のニュアンスが美的ポイントとされている。奏者が吹き落としてしまうかもしれない。もちろんこのようなほんの小さなアドヴァイスだけでは、尺八音楽の美のすべては到底伝えされない。しかし、聴くという段階にですら、体で覚えなければならないものがあるのだ。これは演奏家や役者の高度な技術がならないものがあるのだ。これは演奏家や役者の高度な技術のようなものではないとしても、何もせずして身につくものではない。

「芸術の受容者」の役目を受け継いだのは誰なのか。この問いためには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ためには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し社会学的な考察が必要となる。音楽や演劇ながには、また少し、

を持つだろう。かけは、世界各国の無形文化保護において、今後も大きな意味がけは、世界各国の無形文化保護において、今後も大きな意味

く、強いて言えば日本の教育制度に一因があるだろう。 トが、自分の学生に向けて言ったことから推して知ることがで る。日本史は科目としてあっても、日本の学校・大学教育は、 尺八部など「課外活動」がない場合には難しいだろう。 において例えば剣道や尺八音楽などに触れる機会は、 れた背景がある。今でもそうだが、学校や大学という教育環境 学校・大学教育では、「日本的なるもの」ができるだけ排除さ である。これがどれほど大変なことなのかは、クレーグ・ライ 日本従来の美意識を次世代に伝える役目を負ってこなかったの カリキュラムの中でじっくり取り上げられることがないのであ は言えない実情だ。これは文化庁に落ち度があったわけではな かしその際、無形文化に対する鑑賞能力は充分に伝承されたと 九五五年から「技術の錬磨や伝承者養成」が助成された。 すでに述べた通り、 日本では無形文化財保護法によっ 剣道部や つまり 戦後、 て、

"You will become the purveyors of classical music thereafter. You, the intelligentsia of the next generation, will be those that preserve this great treasure of Western culture." (Wright 2008)

きるだろう。

あなたたちは今後、クラシック音楽の保持者になる。

調査を進める必要がある。 無形文化を保護するには、この「もう一方の担い手たち」を 素成する必要があるのではないだろうか。日本はユネスコの無 を成する必要があるのではないだろうか。日本はユネスコの無 を実に四三年後である。多くの、西洋音楽の教育だけを受けた とげられるようになった。人間国宝プログラムが開始されてか とだられるようになった。人間国宝プログラムが開始されてか ら実に四三年後である。多くの、西洋音楽の教育だけを受けた りた教育が継続的に提供されるか、また音楽教師を養成する、 大学の音楽教育科でも邦楽が取り入れられたかどうかは、まだ 調査を進める必要がある。

ができる。ただ人間国宝の動画はかなり少なく、そしてその大いだろうか。多くの日本無形文化もYouTubeで鑑賞することに比べて格段に利用しやすいものである。パソコンで音楽を、に比べて格段に利用しやすいものである。パソコンで音楽を、に比べて格段に利用しやすいものである。というコンセプトは、なった。「音楽を簡単にストリームする」というコンセプトは、なった。「音楽を簡単にストリームする」というコンセプトは、なった。「音楽を簡単にストリームする」というは多いのではなと思ったらまず YouTubeで検索するという人も多いのではなと思ったらまず YouTube が重要な「音楽の場」に関して最も期待できるのは今の段階では、この受容の問題に関して最も期待できるのは

さらい会自体には、 するものだが、その中で先日、 半はクォリティーが乏しいとか、著作権に関して曖昧だったり を見る人にいろいろなヒントを与えてくれる。。 するのも容易ではない。これに比べて、都一中の動画は、 りなく、当時の歌詞が聞き慣れていない人にとってはイメージ く、曲はよく舞台でも取り上げられた題材から成っている。 YouTubeに意図的に進出した、おそらく唯一の人間国宝であ が提供した動画を見つけた。筆者の知る限り、都一中は現在 でイメージしなければならない。 いうのが一般的だ。一中節のような浄瑠璃は、 る。邦楽の古典曲は、おさらい会のような演奏形態が普通であ 演奏家は小さな舞台の上に座り、礼儀正しく演奏する、と 劇的な要素はなく、聴き手がすべてを自分 しかし江戸文化の知識があま 中節の家元、 演劇との縁が深 十二代目都 お

『石橋 (しゃっきょう)』は、能楽でも歌舞伎でも取り上げられる。

きて、舞いを舞う。獅子は文殊菩薩の使いなので、これは非常機していると、頭を牡丹で飾った獅子が橋の向こうからやって称あり、渡るのは危ないと警告する。法師が橋の側で座って待ある少年に止められる。少年は、橋の向こうは文殊菩薩の浄土寂昭法師は旅の途中、差し掛かった石の橋を渡ろうとして、

存在形態として、今後より広く受け入れられることを期待した

繰り返しになるが、

文化保護は施しでも延命策でもなく、

きる。

最初のミュージック・ビデオと言ってもいいかもしれない。見るものを惹き込む。この『石橋』は邦楽の、動画を意識した『石橋』のあらすじをよく知らなくても、動画は十分鑑賞できる。いが、牡丹と獅子を模したダンサーが曲の題材を暗示している。いが、牡丹と獅子を模したダンサーが曲の題材を暗示している。いが、牡丹と獅子を模したダンサーが曲の題材を暗示している。いが、牡丹と獅子を模したダンサーが曲の題材を暗示している。

日本芸術院賞を受賞している。二〇一五年、特に海外における邦楽の紹介と普及の活躍に対し、二〇一五年、特に海外における邦楽の紹介と普及の活躍に対し、ォーマットが非常に有効だと思う。ちなみに十二代目都一中はのような、メディアやソーシャル・ネットワークを利用するフ

今後邦楽の新しい受容者を養成するには、こうした『石

[橋]

た事実を踏まえ、保護が文化にとって普通の、つまり「自然の」た事実を踏まえ、保護が文化にとって普通の、つまり「自然の」とは、非物質のものであるが、元は「物質の世界遺産」から誘導された概念であり、文化論のコンセプトというより、文化政策の実践として今まで存在してきた。近代化とグローバル化政策の実践として今まで存在してきた。近代化とグローバル化によって世界中に定着した国民国家制度において、無形文化化は、非物質のものであるが、元は「物質の世界遺産」か産」とは、非物質のものであるが、元は「物質の世界遺産」か産」とは、非物質のものであるが、元は「物質の世界遺産」かを事実を踏まえ、保護が文化にとって普通の、つまり「自然の」というに関係している。

知識階級の一般教養ではないだろうか

近 リカでは大学二年まで、 ろう。初年度から専門教育一直線のドイツと違い、 もう半分は、「美意識そして鑑賞能力の育成者」という受容 割」は受け継がれてきた。それに対して、受け継がれなかっ 織は昔のメセナの役割を半分しか受け継いでいない。 は、正しいあり方ではない。すでに述べたとおり、 ることがほとんどだ。無形文化の美意識や鑑賞能力は、 ても、無形文化受容を促す教育がもっと取り入れられるべきだ 面での役割である。これは教育機関が担うべきではないだろう って、文化保護の責任を政府やNPOなどにすべて負わせる 中学校の邦楽教育はその意味で期待できるし、 演技、 現代における無形文化のあり方である。 演奏能力、工芸技術など「伝承の保護者としての役 一般教養というプログラムになってい しかしだからと言 大学におい 日本とアメ 国や文化

可欠ではないだろうか。美はいろいろな形で体験することがでいる」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている」と、マドンナが一九八四年のヒット曲《Material生きている』とがではないだろうか。美はいろいろな形で体験することがでかり、Web and Web an

瀬するのではないだろうか。
物質社会において、美の体験も外部化されていく傾向がある。
物質社会において、美の体験も外部化されていく傾向がある。
海するのではないだろうか。

合研究機構。

Kōno, Toshiyuki. 2009. Intangible Cultural Heritage and Intellectual Property. Communities, Cultural Diversity and Sustainable Development, Cambridge and Antwerp: Intersentia. Kōno, Toshiyuki and Van Uytsel, Steven (eds.). 2012. The UNESCO Convention on the Diversity of Cultural Expressions. A tale of Fragmentation in International Law. Cambridge and Antwerp: Intersentia. 河野俊行 (編) 二〇一〇年 『知的財産権と渉外民事訴訟』 東京:弘文堂。 都一中、都了中 二〇一三《石橋》〈https://www.youtube.com/watch?v=pR2r4MoIhqk〉 二〇一六年一月九日参照。

注

Aikawa-Faure, Noriko. 2009. "From the Proclamation of Masterpieces to the Convention for the safeguarding of intangible cultural heritage." Laurajane Smith and Natsuko Akagawa (eds.). Intangible Heritage. London: Routledge. pp. 13-44. "愛川・フォール・紀子(著)、古田真美(監修) ニ〇〇六年 『世界無形文化遺産データ・ブック』 広島:シンクタンクせとうち総合研究機構。古田陽久、古田真美(著)、シクタンクせとうち総合研究機構。古田陽久、古田真美(著)、一一ユネスコから世界を学ぶ』広島:シンクタンクせとうち

引用文献

文化庁 二〇一六年一月九日参照。 bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/01/sanko_2_1. html〉二〇一六年一月九日参照。

29124.html〉二〇一六年一月九日参照。 〈http://www.aozora.gr.jp/cards/001294/files/47167_ 兼常清佐 一九三五 「ニッポン音楽――音楽学校の邦楽

Seeger, Anthony. 2012. What is it all for? Applying Scholarship Outside the Classroom: Indigenous Rights, Archiving, Folkways Records, and Professional Organizations. Podcast Lecture, 22. Februar 2012. http://

ethnomusicologyreview.ucla.edu/journal/volume/17/pie-ce/582> accessed December 10th 2015.

Wright, Craig. 2008. Listening to Music. Lecture 1. Podcast Lecture, 4. September 2008. (http://oyc.yale.edu/music/musi-112/lecture-1#transcript) accessed December 15th 2015.